

公立病院改革プランの概要

団 体 名		東大阪市					
プ ラ ン の 名 称		東大阪市立総合病院改革プラン					
策 定 日		平成 21 年 3 月 31 日					
対 象 期 間		平成 21 年度 ~ 平成 25 年度					
病 院 の 現 状	病 院 名	東大阪市立総合病院					
	所 在 地	東大阪市西岩田3-4-5					
	病 床 数	573 床(一般 573床)					
	診 療 科 目	内科、精神科、神経内科、呼吸器科、消化器科、循環器科、小児科、外科、整形外科、形成外科、脳神経外科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻咽喉科、リハビリテーション科、放射線科、麻酔科、歯科、歯科口腔外科(計21科)					
公立病院として今後果たすべき役割(概要) (注)詳細は別紙添付		東大阪市の地域医療の中核的な医療機関として、高度で先進的な医療を地域住民に提供していくことが当院の役割であり、そのため地域の医療機関との機能分化を明確にし、相互間の密な医療連携を構築し、そのネットワーク内で主として急性期入院医療を担っていく。					
一般会計における経費負担の考え方(繰出基準の概要) (注)詳細は別紙添付		繰出基準に関する総務省通知に基づき項目ごとに算定する。また、基準外として最寄り駅から病院までの患者等送迎用バス運行経費及び医療機器のリース料を繰り入れる。基準内繰り入れとして①建設改良費：経費の2分の1、企業債償還の3分の2又は2分の1②救急医療確保経費：経費から診療収入を除いた額③保健衛生行政経費：糖尿病教室等開催経費④研究研修費：医師等の研究研修に係る経費の2分の1⑤リハビリ経費：経費から診療収入を除いた額⑥高度医療経費：アンギオ・RI・ICU・周産期医療・体外衝撃波破碎術・人工透析に要する経費から診療収入を除いた額⑦共済追加費用⑧基礎年金拠出金経費 基準外繰り入れとして①医療機器等リース料：経費の3分の2②路線バス運行補填経費：患者送迎用等として近鉄線最寄り駅から病院間を運行するシャトルバス運行に要する経費から運賃収入を除いた額					
経 営 効 率 化 に 係 る 計 画	財務に係る数値目標(主なもの)	19年度実績	20年度	21年度	22年度	23年度	備考
	経常収支比率	97.8%	95.1%	96.4%	98.6%	100.2%	
	職員給与費比率	48.1%	49.5%	51.2%	49.9%	48.9%	
	病床利用率	86.9%	82.0%	86.9%	86.9%	86.9%	
	材料費比率	27.7%	27.2%	25.2%	24.4%	24.0%	
	うち薬品費比率	18.0%	16.2%	15.7%	15.2%	15.0%	
	入院診療単価(円)	40,254	43,065	45,000	46,000	46,000	
	外来診療単価(円)	10,878	10,410	11,100	11,300	11,400	
上記目標数値設定の考え方		平成13年度11月に策定した総合病院事業財政健全化方策に基づき財政健全化を進め、平成17年度に単年度の収支均衡が図ることが出来、総合病院開院以来はじめて単年度黒字を計上できたところである。しかし、平成18年度での診療報酬マイナス改定により再び純損益がマイナスとなり、約3億円の純損となった。平成19年度においても、純損はやや改善されたものの3億円弱となっている。平成20年度において、7対1看護体制導入に向けた看護職員を増員していくことにより看護の質向上とともに病床利用率の向上を図り、本年7月に導入したDPCの適切な管理により増収を図り経常黒字化の目標年度を23年度に設定する。 (経常黒字化の目標年次：平成23年度)					

				団体名 (病院名)	東大阪市 (東大阪市内総合病院)		
公立病院としての医療機能に係る 数値目標(主なもの)		19年度実績	20年度	21年度	22年度	23年度	備考
平均在院日数		14.9日	14.7日	14.7日	14.7日	14.7日	
紹介率		30.0%	33.0%	36.0%	39.0%	40.0%	
経営効率化に係る計画	数値目標達成に向けての具体的な取組及び実施時期	民間的経営手法の導入	医薬材料費の市場価格等の情報収集に努めながら廉価購入や採用数の整理をさらに進めていくとともに適切な在庫管理を行っていくため物流システムの見直し、また、既存委託業務の一層の適正化を図っていく。さらに特定療養費のアップや夜間救急における軽症患者への対応策としての救急診療費加算の新設なども視野に入れその抑制策を検討していく。また、外来診療を縮小していくため地域医療機関との連携をさらに進め、病状が安定してきた患者を地域等へ戻すための後方連携にも努めながら急性期医療機関としての機能を高める。平成23年3月までを目途とする。				
		事業規模・形態の見直し	現在、地方公営企業法の一部適用事業として運用している。今まで一部適用の範囲内で比較的良好的な成績を収めてきた。したがって急務として経営形態を変更するのではなく、今後の病院の管理体制について、どのような経営形態がふさわしいのかを提示できるよう検討を進めていく。平成23年3月までを目途とする。				
		経費削減・抑制対策	平成19年度より現場の理解を得ながら医療材料費の削減に努めており、さらに手術材料等のセット化など効果的な運用を進めていく。また、委託業務が多くあるが業務手順の見直しなども図りながら業務の簡素化に努めるなど委託費の削減を図っていく。平成23年3月までを目途として取り組む。				
		収入増加・確保対策	急性期医療を実施していくうえでの十分な体制を整備し、勤務医の負担軽減を図るなどの要件を整備し、入院時医学管理加算を取得していくことや、特定療養費の増額や、今年度7月より導入したDPCの効率的な運用を図るとともに、効率的な病棟編成により病床利用率の向上を図るなど医療収益の増収に取り組んで行く。平成23年3月までを目途として取り組む。				
		その他	医療安全、地域連携、情報管理を所管する組織を各々独立した組織として明確にさせるとともに、看護部門及び薬剤師や放射線技師等で組織される医療技術部門組織を医師部門と同格の組織とすることにより職員のモチベーションを高め、質の高い医療が提供できるよう病院組織の改正を検討していく。平成22年3月を目途として検討を進める。				
各年度の収支計画		別紙のとおり					
その他の特記事項	病床利用率の状況	17年度	90.4%	18年度	86.5%	19年度	86.9%
	病床利用率の状況を踏まえた病床数等の抜本見直し、施設の増改築計画の状況等	地域医療の中核的な医療機関としての役割をさらに明確にしていくため、本院の573床は確保しつつ、現状の外来設備では非常に狭隘となっている外来化学療法センターや救急外来を整備し、地域医療連携の推進等のため地域医療室や医療安全管理室の整備、また院内保育施設の拡充、職員休憩室・食堂の整備などのため、増改築の基本計画を20年度において策定していく。					

再編・ネットワーク化に係る計画	二次医療圏内の公立病院等配置の現況	本二次医療圏は、東大阪市・八尾市・柏原市で構成されており、二次医療圏の人口は約83万で、そのうち本市には約6割の51万人となっている。各市には市立病院を有しており、18年度の状況は次のとおりである。 東大阪市 病床数573床、病床利用率86.5% 八尾市 病床数380床、病床利用率86.3% 柏原市 病床数240床、病床利用率62.1%		
	都道府県医療計画等における今後の方向性	4疾病4事業について、各医療機関が地域で担っている役割を明示し、地域連携クリティカルパスにより医療機関の連携を強化していく。具体的な数値目標の設定を行い平成20年度から平成24年度の計画期間が設定されている。		
	再編・ネットワーク化計画の概要及び当該病院における対応計画の概要 (注) 1 詳細は別紙添付 2 具体的な計画が未定の場合は、①検討・協議の方向性、②検討・協議体制、③検討・協議のスケジュール、結論を取りまとめる時期を明記すること。	<時期> 24年3月を目途に結論を取りまとめていく	<内容> 大阪府において「公立病院改革に関する指針」が示され、その中において各医療圏における再編・ネットワークのパターンが示され、それに基づき中河内医療圏での検討を中河内地域公立病院改革連絡会において検討していく。 東大阪市としては、再編よりも近隣病院との医療における連携について検討していきたい。	
経営形態見直しに係る計画	経営形態の現況 (該当箇所) <input checked="" type="checkbox"/> を記入)	<input checked="" type="checkbox"/> 公営企業法財務適用	<input type="checkbox"/> 公営企業法全部適用	<input type="checkbox"/> 地方独立行政法人
	経営形態の見直し(検討)の方向性 (該当箇所) <input checked="" type="checkbox"/> を記入、検討中の場合は複数可)	<input type="checkbox"/> 指定管理者制度	<input type="checkbox"/> 一部事務組合・広域連合	
	経営形態見直し計画の概要 (注) 1 詳細は別紙添付 2 具体的な計画が未定の場合は、①検討・協議の方向性、②検討・協議体制、③検討・協議のスケジュール、結論を取りまとめる時期を明記すること。	<input checked="" type="checkbox"/> 公営企業法全部適用	<input type="checkbox"/> 地方独立行政法人	<input type="checkbox"/> 指定管理者制度
点検・評価・公表等	点検・評価・公表等の体制(委員会等を設置する場合その概要)	市内部の企画担当、財政担当部局及び病院企画運営会議委員との評価組織により内部評価と計画の進行管理を行う。		
	点検・評価の時期(毎年〇月頃等)	毎年5月頃		
	その他特記事項			

(別紙)

団体名 (病院名)	東大阪市 (東大阪市立総合病院)
--------------	---------------------

1. 収支計画 (収益的収支)

(単位: 百万円、%)

区分		年度					
		18年度(実績)	19年度(実績)	20年度(見込)	21年度	22年度	23年度
収	1. 医業収益 a	11,571	11,859	11,462	12,759	13,031	13,090
	(1) 料金収入	10,966	11,209	10,835	12,087	12,359	12,418
	(2) その他	605	650	627	672	672	672
	うち他会計負担金	189	208	222	221	221	221
	2. 医業外収益	1,140	1,088	1,083	1,130	1,116	1,112
	(1) 他会計負担金・補助金	946	930	907	952	938	934
	(2) 国(県)補助金	28	33	46	44	44	44
	(3) その他	166	125	130	134	134	134
	経常収益(A)	12,711	12,947	12,545	13,889	14,147	14,202
	入	1. 医業費用 b	12,238	12,459	12,417	13,588	13,557
(1) 職員給与費 c		5,636	5,703	5,672	6,527	6,498	6,398
(2) 材料費		3,223	3,287	3,120	3,210	3,178	3,146
(3) 経費		2,253	2,275	2,391	2,556	2,540	2,526
(4) 減価償却費		1,093	1,118	1,169	1,213	1,266	1,295
(5) その他		33	76	65	82	75	75
2. 医業外費用		775	786	773	824	792	734
(1) 支払利息		417	406	392	390	362	354
(2) その他		358	380	381	434	430	380
経常費用(B)		13,013	13,245	13,190	14,412	14,349	14,174
経常損益(A)-(B)(C)		-302	-298	-645	-523	-202	28
特別損益	1. 特別利益(D)	0	0	0	0	0	0
	2. 特別損失(E)	0	0	0	0	0	0
	特別損益(D)-(E)(F)	0	0	0	0	0	0
純損益(C)+(F)		-302	-298	-645	-523	-202	28
累積欠損金(G)		9,530	9,828	10,473	10,996	11,198	11,170
不良債務	流動資産(ア)	6,172	6,281	6,430	6,683	7,164	7,871
	流動負債(イ)	1,202	1,031	1,031	1,031	1,031	1,031
	うち一時借入金	0	0	0	0	0	0
	翌年度繰越財源(ウ)	0	0	0	0	0	0
	当年度同意等債で未借入又は未発行の額(エ)	0	0	0	0	0	0
差引 不良債務(オ)	{(イ)-(エ)}-{(ア)-(ウ)}	-4,970	-5,250	-5,399	-5,652	-6,133	-6,840
単年度資金不足額(※)		-389	-280	-149	-253	-481	-707
経常収支比率 $\frac{(A)}{(B)} \times 100$		97.7%	97.8%	95.1%	96.4%	98.6%	100.2%
不良債務比率 $\frac{(オ)}{a} \times 100$		-43.0%	-44.3%	-47.1%	-44.3%	-47.1%	-52.3%
医業収支比率 $\frac{a}{b} \times 100$		94.5%	95.2%	92.3%	93.9%	96.1%	97.4%
職員給与費対医業収益比率 $\frac{(c)}{(a)} \times 100$		48.7%	48.1%	49.5%	51.2%	49.9%	48.9%
地方財政法施行令第19条第1項により算定した資金の不足額(H)		-4,970	-5,250	-5,399	-5,652	-6,133	-6,840
地方財政法上の資金不足の割合 $\frac{(H)}{a} \times 100$		-43.0%	-44.3%	-47.1%	-44.3%	-47.1%	-52.3%
地方公共団体の財政の健全化に関する法律上の資金不足比率			-	-	-	-	-
病床利用率		86.5%	86.9%	82.0%	86.9%	86.9%	86.9%

(※)N年度における単年度資金不足額については、次の算式により算出すること。

○「N年度 単年度資金不足額」=「N年度の不良債務額」-「N-1年度の不良債務額」

・不良債務額が負の数となる場合(不良債務が発生しない場合)においても負の数で上記単年度資金不足額を算出すること
例)「22年度単年度資金不足額▲30百万円」=「22年度不良債務額▲20百万円」-「21年度不良債務額10百万円」

団体名 (病院名)	東大阪市 (東大阪市立総合病院)
--------------	---------------------

2. 収支計画(資本的収支)

(単位:百万円、%)

区分		年度					
		18年度(実績)	19年度(実績)	20年度(見込)	21年度	22年度	23年度
収 入	1. 企業債	381	511	544	870	800	800
	2. 他会計出資金	518	624	671	727	694	681
	3. 他会計負担金						
	4. 他会計借入金						
	5. 他会計補助金						
	6. 国(県)補助金		8				
	7. その他						
	収入計 (a)	899	1,143	1,215	1,597	1,494	1,481
	うち翌年度へ繰り越される 支出の財源充当額 (b)	0	0	0	0	0	0
	前年度許可債で当年度借入分 (c)	0	0	0	0	0	0
純計(a)-(b)+(c) (A)	899	1,143	1,215	1,597	1,494	1,481	
支 出	1. 建設改良費	609	824	605	940	1,000	1,000
	2. 企業債償還金	772	992	1,081	1,187	1,122	1,097
	3. 他会計長期借入金返還金						
	4. その他						
	支出計 (B)	1,381	1,816	1,686	2,128	2,122	2,097
差引不足額 (B)-(A) (C)		482	673	471	531	628	616
補 て ん 財 源	1. 損益勘定留保資金	482	673	471	531	628	616
	2. 利益剰余金処分量						
	3. 繰越工事資金						
	4. その他						
計 (D)		482	673	471	531	628	616
補てん財源不足額 (C)-(D) (E)		0	0	0	0	0	0
当年度同意等債で未借入 又は未発行の額 (F)		0	0	0	0	0	0
実質財源不足額 (E)-(F)		0	0	0	0	0	0

- 複数の病院を有する事業にあっては、合計表のほか、別途、病院ごとの計画を作成すること。
- 金額の単位は適宜変更することも可能。(例)千円単位。

3. 一般会計等からの繰入金の見通し

(単位:千円)

	18年度(実績)	19年度(実績)	20年度(見込)	21年度	22年度	23年度
収益的収支	(22,753)	(54,985)	(25,314)	(29,526)	(30,000)	(30,000)
	1,135,183	1,137,803	1,128,953	1,173,225	1,159,000	1,155,000
資本的収支	517,817	624,197	671,047	726,775	694,000	681,000
合計	(22,753)	(54,985)	(25,314)	(29,526)	(30,000)	(30,000)
	1,653,000	1,762,000	1,800,000	1,900,000	1,853,000	1,836,000

(注)

- ()内はうち基準外繰入金額を記入すること。
- 「基準外繰入金」とは、「地方公営企業繰入金について」(総務省自治財政局長通知)に基づき他会計から公営企業会計へ繰り入れられる繰入金以外の繰入金をいうものであること。